

岐阜地方法務局(☎058-245-3181)からのお知らせ
不動産を相続したら必ず相続登記！
詳しくは「法務省 相続登記」で検索、または右側の二次元バーコードからアクセスできます。

お 知 ら せ

令和7年中に相続、売買等で名義を変更された場合(共有資産について共有者の一部が変更となった場合も含みます。)は、納税義務者が変更となるため、口座振替は引き継がれません。同封の納付書で納付してください。

なお、第2期以降の口座振替をご希望される場合は、金融機関窓口で口座振替の手続きをお願いします(納税通知書最終頁の口座振替依頼書をご利用ください。)

広 告 欄

この広告は、市の財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るための取組みです。
広告内容に関する質問につきましては広告スポンサーに直接お問い合わせください。(広告スポンサーと岐阜市固定資産税・都市計画税業務とは直接関係ありません。)

※岐阜市使用欄の文面は、令和8年度固定資産税・都市計画税納税通知書送付用封筒(一般納税通知書用【予定】)のものです。
文面を変更することもありますので、ご了承ください。